

令和3年8月2日

保育園
認定こども園
地域型保育事業

ご利用の保護者の皆さまへ

千葉県こども未来局
こども未来部幼保運営課長

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令後の保育園等の対応について

日頃より、本市保育行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の対象地域に千葉県を含む4府県を追加するとともに、期間を8月2日から8月31日までとすることとしました。

また、緊急事態宣言が発令された後の保育所等の対応については、『感染防止対策を徹底しつつ、原則開所』とするよう、国から自治体に要請されているところです。

本市といたしましては、国の要請を踏まえ、緊急事態宣言が発せられた場合においても、保育園等の臨時休園や登園自粛要請は行わず、引き続き感染防止対策を徹底しながら通常どおり開園する方針でございますので、お知らせいたします。

なお、緊急事態宣言下の保育園等の運営にあたっては、現下の感染拡大の兆候を受け、改めて感染防止対策を徹底いただくよう各園に周知しているところです。

保護者の皆さまにおかれましては、保育園等の施設の性質上、3密状態の解消などは困難であることをご理解いただき、他、登園前の検温によりお子さんの健康状態を把握いただくとともに、お子さんやご家族に発熱等の新型コロナウイルスの感染が疑われる場合は利用を控えていただくなど、感染拡大防止にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

今後、国や千葉県から方針が発せられ、本市としての対応を変更する場合には、皆様に改めてお示しいたしますので、あらかじめご承知おきください。

【問い合わせ先】

幼保運営課 043-245-5726